

令和元年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

令和2年1月8日

1月8日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鶴	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	16番	高	木	甚	一	
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤	寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 高 橋 重 正

農地班長 櫻 井 廣 子 主 査 滑 川 典 文
主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2番 平川君子委員、16番 高木甚一委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について。下記の

とおり農地法第3条の規定による許可処分取消願の提出があったので、許可処分の取消について審議を求める。令和2年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

ページは1ページです。

整理番号1番について、令和元年10月7日に農地法第3条の許可を受けましたが、譲受人の都合により許可処分の取消願の申請となったものです。

なお、本日の総会の議案第2号、整理番号13番にて、改めて農地法第3条の許可申請が提出されております。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 議案第1号 去る、12月25日、水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の規定による許可処分の取消願は1件であります。

案件については、書類等により審査を行った結果、農地法第3条の規定による許可処分の取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺うところでございますが、整理番号1番は私の案件でありますので、議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号1番について、説明いたします。

この取消願は、令和元年10月7日に、農地法第3条の許可により、売買による所有権移転を受けた申請地ではありますが、譲受人の都合により取消願が提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは2ページから6ページで、整理番号は1番から13番までです。

整理番号1番、2番、8番、10番、11番および12番は、譲渡人が農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号3番は、譲渡人が市外居住者で耕作不便なため、自作地近くで農業経営をしている譲受人に売買による所有権移転をするものです。

整理番号4番は、使用貸借期間満了に伴い、譲渡人である父が経営移譲年金を受給しているため、譲受人である子に改めて使用貸借権の再設定を行うものです。

整理番号5番、6番および7番は、譲受人が農業経営合理化のため、自作地の隣接農地を売買による所有権移転をするものです。

整理番号9番は、譲渡人が遠隔地居住であり、農業廃止のため近接農地を所有する譲受人に贈与により所有権移転をするものです。

整理番号13番は、譲受人が古くから賃借をしてきた農地および農業用施設用地を今後の農業経営安定化のため、売買により所有権移転をするものです。

なお、本件農地については、議案第1号 整理番号1番にて、先に第3条の許可処分を取消し、改めて許可申請の提出があったものでございます。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 議案第2号 事前審査の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第3条の案件は13件であり、写真・書類による審査を行いました。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人は自宅近くの農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番、4番の3件について、2番平川君子委員。

2番平川委員 整理番号2番について、伊東推進委員とは電話で連絡してあります。

現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅前の農地を取得し経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号3番について、説明いたします。

伊東推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲渡人が通作不便なため香取市内の農地を全部処分したい意向であり、譲受人は自作地近くの農地で耕作利便なため、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号5番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地に住んでおり、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自作地の隣接農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番、7番の2件について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号6番について、鈴木推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号7番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号8番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にてこの土地を取得したものの、農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があります。譲受人は、地元住所地に近い農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番、10番の2件について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 この2件につきましては、坂本推進委員には一報してあります。

整理番号9番について、この申請の譲渡人は遠隔地に住んでおり、農業経営を行っていないため香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があり、譲受人は自己所有地近くの農地を取得したい意向があり、贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号10番について、この申請の譲渡人は植木業に専念したいため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号11番、12番の2件について、12番 高松多可史委員。

12番高松委員 整理番号11番、12番については、山田推進委員に電話連絡をしてあります。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号12番について報告いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり各譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号13番については、私の案件であります。議事進行上事務局より意見の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が古くから賃借をしてきた農地、および農業用施設用地について取得し、経営の安定化を図りたいとのことから、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

賃借人への売却であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和2年1月8提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは7ページから10ページ、整理番号は1番から11番です。

整理番号1番および2番は、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号3番は、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第一種農地ではありますが、不許可の例外事由Iであります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は第一種農地ではありますが、不許可の例外事由Iに該当します。

整理番号5番から8番は同一事業です。転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号9番、転用目的は進入路用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種農地ではありますが、不許可の例外事由Iに該当します。

整理番号10番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号11番、転用目的は宅地拡張用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

以上、11件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は11件であります。

整理番号5番から8番の太陽光発電施設用地、整理番号10番の専用住宅用地および整理番号11番の宅地拡張用地については、現地確認をし、その他の案件については写真および書類等で審査いたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達を妥当で

あるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇道路沿いにありました〇〇〇〇〇〇から〇〇町方面へ〇〇メートル行った先の右側です。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模なまとまりとなっている申請地を有効活用し、固定価格買取制度による安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地のみします。

また、雨水排水は、敷地内で自然浸透処理とし、隣接農地は同じく転用予定地です。

なお、申請地は、土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題はないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号2番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、先ほどの整理番号1番の隣りになります。

この申請は、譲受人は〇〇〇に住所がある太陽光発電事業などを営む法人の代表をしておりますが、個人として小規模なまとまりとなっている申請地を有効活用し、固定価格買取制度による安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず、整地のみします。

また、雨水排水は、敷地内で自然浸透処理とし、隣接農地は同じく転用予定地です。

なお、申請地は、土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題はないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、3番 石橋清勝委員。

なお、申請地は、土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番、6番、7番、8番の4件について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号5番から8番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇と交差する〇〇〇の〇〇を右折、左側に〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇があります。その先を〇メートルほど先行った右手の奥になります。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇に本店のある電気通信業などを営む法人ですが、個別に法人へ売電をするため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

なお、譲受人は小売電気事業者として、事業者登録が済んでおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と供給契約を締結し、電路を使用することになります。

申請地では、埋立て等を行わず整地のみします。

雨水排水は、自然浸透処理と計画しておりますが面積が大きいため千葉県より調整池を設けるよう指導がされており、事業計画書ではこれを設ける予定です。

また、隣接農地には土堰堤を設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は、土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題はないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号9番について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、宮崎推進委員には電話にて連絡しております。

この申請は、譲受人は市内で建設業を営んでおりますが、現在会社で利用するため整備している駐車場への出入りを良くするため、新たに進入路をつくる計画をしたものです。

申請地では、埋立ては行わず砕石を敷きます。

雨水排水は、自然浸透処理とし、隣接農地とは高低差がないため土砂等の流出はありません。

なお、申請地は、両総土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考え

ます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 10 番、11 番の 2 件について、14 番 菅谷樹雄委員。

1 4 番菅谷委員 整理番号 10 番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の隣接地になります。

この申請は、譲受人は現在実家に住んでいますが子の成長とともに、手狭となったため新たに住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず、整地のみします。

用水は市営上水道を利用し、雨水は浸透枡により敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流します。

また、隣接農地に対しては、コンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は北総東部土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号 11 番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、整理番号 10 番の土地の隣接地になります。

この申請は、譲受人は住居と隣接地との間が狭いいため宅地の拡張を計画したものです。

なお、申請地ではすでに工事等がされているため始末書が提出されています。

雨水排水は、自然浸透処理とし、隣接農地に対してはコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は北総東部土地改良区より転用同意を受けており、周辺農地の営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和2年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第10次農用地利用集積計画は、整理番号1番から110番です。ページは11ページから74ページです。

所有権移転が2件、3,923㎡で、田が2,041㎡、畑が1,882㎡です。

次に、賃借権設定は106件、663,577.66㎡です。

内訳ですが、新規は93件で、602,834.92㎡で、田が592,219.92㎡、畑が10,615㎡です。

このうち、中間管理機構分は63件、454,466.95㎡、すべて田です。

再設定は13件、60,742.74㎡、田が59,014㎡、畑が1,728.74㎡です。

続きまして、使用貸借権設定は2件、4,275㎡で、田が2,686㎡、畑が1,589㎡です。

すべて新規です。

このうち、中間管理機構分は、1件、畑1,269㎡です。

以上110件の第10次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号25番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号25番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号25番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 整理番号33番、37番から46番の11件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号33番、37番から46番の11件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 、整理番号33番、37番から46番の11件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号の整理番号25番、33番、37番から46番の12件を除く98件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号25番、33番、37番から46番の12件を除く98件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号25番、33番、37番から46番の12件を除く98件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和2年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から44番、ページは75ページから114ページです。

賃借権設定が43件、454,466.95㎡で、すべて田です。

使用貸借が1件、1,269㎡で、すべて畑です。

以上、44件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号1番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号1番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号2番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号2番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号2番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号8番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号8番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号8番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号43番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号43番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号43番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号の整理番号1番、2番、8番、43番の4件を除く40件について、

審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号1番、2番、8番、43番の4件を除く40件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号1番、2番、8番、43番の4件を除く40件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申しあわせ、決議する。令和2年1月8日提出、香取市農業委員会
会長 伊藤 寛。

事務局管理班長 それでは「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、説明いたします。

まず、議案書に申し合わせ事項が二つありますので、読み上げます。

- 1 農業委員会が担っている職務と責務を改めて自覚し法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して農業委員会の議事の公正さを確保すること。

- 2 農業委員農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底する

ための研修会等を実施すること。

この件に関しましては、皆さんご存知のとおり昨年10月に大分県および奈良県農業委員会会長が農地転用にかかわる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行、農地制度の適正な執行に努めなければなりません。

このことを踏まえて昨年11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなり、昨年12月または令和2年1月の農業委員会総会で実施することになりました。

また、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、今年度以降も年に1回以上同様の取組みが実施されるよう取り計らうよう全国農業委員会ネットワーク機構一般社団法人全国農業会議所会長から依頼があり、今回の総会に審議するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号

議 長 日程第7 これより報告事項に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和2年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は5件です。

◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和2年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は80件です。

◎日程第9 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和2年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第10 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和2年1月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時58分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人